

物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請要領

福 島 県

福島県が行う物品の買入れ及び修繕に係る競争入札の参加資格を取得したい者は、下記により申請すること。

記

1 定例申請受付・随時申請受付の別

- (1) 定例申請受付…次期有効期間（下記 3 の(1)の期間）に登録する更新の申請又は新規の申請を定期の期間に受け付けるもの。
- (2) 随時申請受付…申請日の属する有効期間（下記 3 の(2)の期間）に登録する新規の申請を随時に受け付けるもの。

2 申請の受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

ア 定例申請受付

令和 8・9・10 年度の参加資格申請について、令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までの間、受け付ける。（土、日曜日及び祝日を除く。）

イ 随時申請受付

(ア) 令和 6・7 年度の参加資格申請 令和 8 年 2 月 28 日までの間、受け付ける。

（土、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。）

(イ) 令和 8・9・10 年度の参加資格申請 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの間、受け付ける。

（土、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。）

ただし、令和 10 年度中に入札等に参加希望の案件があり、参加資格申請を必要とするやむを得ない理由がある場合は、令和 11 年 2 月 28 日まで受け付ける。

(2) 受付時間

午前 9 時 30 分から 11 時 30 分、午後 1 時 30 分から 4 時 30 分まで

3 資格の有効期間

(1) 定例申請受付で資格を認定された者

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）

(2) 随時申請受付で資格を認定された者

ア 令和 6・7 年度の参加資格 認定日から令和 8 年 3 月 31 日まで

イ 令和 8・9・10 年度の参加資格 認定日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 申請書の提出場所

提 出 先	所 在 地	電 話 番 号
福島県出納局入札用度課	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16	(024)521-7413(直通)
福島県県中地方振興局出納室	〒963-8540 郡山市麓山 1-1-1	(024)935-1478(直通)
福島県県南地方振興局出納室	〒961-0971 白河市昭和町 269	(0248)23-1654(直通)

福島県会津地方振興局出納室	〒965-8501 会津若松市追手町 7-5	(0242) 29-5474(直通)
福島県南会津地方振興局出納室	〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲 4277-1	(0241) 62-5354(直通)
福島県相双地方振興局出納室	〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30	(0244) 26-1303(直通)
福島県いわき地方振興局出納室	〒970-8026 いわき市平字梅本 15	(0246) 24-6043(直通)

※県内に事業所を有しない者は出納局入札用度課に提出すること。

5 申請方法

- (1) 上記 4 のいずれの場所でも申請することができる。

ただし、県内に事業所を有しない事業者については、原則として出納局入札用度課へ申請すること。

- (2) 申請内容を説明できる者が、**直接持参、郵送又は電子申請により**申請すること。

- (3) 書類不備の場合には受け付けできないので注意すること。

なお、申請書等の内容を訂正する場合には、訂正箇所を二本線で消し、その上に正しい内容を記載すること。

6 申請等の作成に用いる言語等

- (1) 申請及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の添付書類で外国語で作成されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算して、記入すること。

7 提出部数 1 部

8 提出書類

- (1) 物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書（第 1 号様式の 1 から 3）
- (2) 履歴事項全部証明書又は写し
※申請日前 3 か月以内に発行したもの
- (3) 身分証明書又は写し
※申請日前 3 か月以内に発行したもの
- (4) 直近の年度の財務諸表（決算、事業あるいは営業報告書）又は所得税青色申告決算書
- (5) 納税証明書（消費税及び地方消費税）又は写し
※申請日前 3 か月以内に発行したもの
- (6) 納税証明書（事業税、法人県民税及び自動車税）又は写し
※申請日前 3 か月以内に発行したもの
※原則として「県税の未納がないことの証明」を提出すること。
- (7) 委任状（第 2 号様式）
※委任期間は、定例申請の場合は令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで、随時申請の場合は申請日から資格の有効期限までとする。
- (8) 営業許可（登録、認可、届出）等許可証等写
- (9) 印刷設備状況報告（第 6 号様式）
- (10) 誓約書（第 7 号様式）

(11) 役員に関する調書（第 8 号様式）

(12) 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトで自社を検索し、表示した画面のコピー。

※ 必要な書類については、「物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請上の注意事項」を参照のうえ確認し、提出すること。

※ 電子申請の場合、添付書類のうち、(7)及び(10)は提出不要とする。

9 その他

(1) 申請後及び資格登録後、以下の記入内容に変更が生じた場合には、速やかに「**物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届**（物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査並びに資格制限に関する要綱第 1 号様式）」に關係書類を添付して提出すること。（カッコ書は添付書類）なお、電子申請も可能とする。

ア 商号又は名称、住所又は所在地（履歴事項全部証明書又は写し、個人の住所変更の場合には住民票の写し ※申請日前 3 か月以内に発行したもの）

イ 代表者氏名（法人…履歴事項全部証明書又は写し、個人…身分証明書又は写し ※申請日前 3 か月以内に発行したもの）

ウ 代表者役職名

エ 電話番号、FAX 番号、メールアドレス

オ 代理人氏名、営業所等名、所在地、電話番号等（代理人変更の場合には委任状 ※委任期間は、変更届出日から資格の有効期限までとする。）

カ 代理人の新設（委任状 ※委任期間は、変更届出日から資格の有効期限までとする。）

キ 県内営業所等の新設（納税証明書（事業税、法人県民税及び自動車税） ※申請日前 3 か月以内に発行したもの ※原則として「県税の未納がないことの証明」を提出すること。）

ク その他特に重要な事項

(2) 申請後及び資格登録後、休業又は解散等をする場合には、あらかじめ「**物品購入（修繕）競争入札参加資格廃止届**（物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査並びに資格制限に関する要綱第 2 号様式）」を提出すること。

なお、その場合、休業又は解散等が分かる書類を後日提出すること。

(3) 不明の点は、前記 4 の各提出先に問い合わせること。

別記

営業種目

1 印刷製本類 2 文房具・事務機器類 3 コンピュータ類 4 印章類 5 用紙類 6 医療・福祉機器類 7 医薬品・衛生材料類 8 写真用品類 9 理化学機器類 10 電気・通信機器類 11 車両・船舶類（二輪車を含む。） 12 建設機器類 13 農畜林産機器類 14 水産機器類 15 工作機器類 16 自動販売機・発券機類 17 燃料・油脂類 18 衣料・寝具類 19 日用雑貨類 20 百貨 21 食料品類 22 農林水産資材類 23 建材・資材類（工事に係る建材・資材を除く。） 24 楽器・音楽用品類 25 美術・工芸品類 26 運動用品類 27 書籍 28 時計・貴金属類 29 車両・船舶部品類 30 消防資材器具類 31 靴・かばん類 32 教育用機器・教材類 33 業務用厨房機器類 34 冷暖房衛生器具類 35 動物 36 警察用機器類 37 家具・木工具・室内装飾品類 38 看板・標識類 39 自動車修繕 40 その他の物品の修繕 41 その他の物品

附則

この要領は、平成 8年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 9 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 2 日から施行する。